

神労基発 0830 第 1 号の 2
令和 6 年 8 月 3 0 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会
会長 殿

神奈川労働局長



神奈川県最低賃金の改定に関する周知及び
賃金引上げ支援策の利用促進について(協力依頼)

日頃から労働行政の円滑な推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から「時間額 1,162 円」に引き上げることといたしました（改正前 1,112 円、50 円引き上げ）。

最低賃金額を広く県民の皆様にご存知いただくとともに、最低賃金の引き上げの環境整備のためには、生産性向上や適正な価格転嫁が実施されるよう中小企業・小規模事業者へのきめ細やかに支援が必要であると考えております。

つきましては、別添（原稿例）を参考に、貴団体で発行されている会員向け会報誌やホームページ等へ、最低賃金の改定及び助成金等制度に係る記事を掲載いただく等により周知いただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、会報誌等に掲載いただいた場合には、大変お手数ですが、その紙面内容をお知らせいただけると幸甚に存じます。

担当 神奈川労働局 労働基準部 賃金室
〒231 - 8434 横浜市中区北仲通 5 - 5 7
電 話 0 4 5 - 2 1 1 - 7 3 5 4

下記広報文例の電子版
はここにあります →
→ → →



～神奈川県最低賃金の改正のお知らせ～

○令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は

時間額 1,162円 (50円引き上げ)

となります。

○ 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

○ 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

下記の「業務改善助成金」をご利用ください！！

「業務改善助成金」は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

- ・事業内最低賃金の引き上げ額や人数により最大600万円
- ・申請期限は令和6年12月27日
- ・期限前でも予算の状況により終了する場合があります。
- ・過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。

助成対象経費（例）

- ・在庫管理の短縮のための POS レジシステム導入
- ・送迎時間の短縮のためのリフト付き特殊車両の導入

また、物価高騰等要件に該当する特例事業事業者は、通常は生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります。

- (例)・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
・パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

☆令和5年度要件からの主な変更点

- ・生産性要件や関連する経費が終了
- ・事業完了期限（支払い・納品等完了期限）が令和7年1月31日
- ・同一事業場の申請は年1回まで
- ・複数回に分けての事業場内最低賃金の引き上げは認められない

○ 詳しくは、

神奈川働き方改革推進支援センター

電 話：0120-910-090

受付時間：平日9:00-17:00

または

業務改善助成金コールセンター

電 話：0120-366-440

受付時間：平日8:30-17:15

にお問い合わせください。

さらに、厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています。



厚生労働省のインターネットサイトから、
「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）
がダウンロードできます。

マニュアルの内容については、最新の状況をご確認ください。

簡易版

下記広報文例の電子
版はここにあります
→ → → →



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

- 令和6年10月1日から、神奈川県最低賃金は

時間額 1,162円 (50円引き上げ)

となります。

- 神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」！！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川働き方改革推進支援センター」（電話 0120-910-090）
にお問い合わせください。

さらに！ 厚生労働省は中小企業庁と連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施しています！！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」（全文または概略版）

がダウンロードできます。

下記広報文例の電子版はここにあります
→ → → →



神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金

(令和6年10月1日～)

時間額1,162円

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を！

「業務改善助成金」は、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

「神奈川県働き方改革推進支援センター」

(電話 0120-910-090)

にお問い合わせください。

また、厚生労働省と中小企業庁が連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援の周知を実施しています！

厚生労働省のインターネットサイトから、

「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」 (全文または概略版)

がダウンロードできます。